

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	河川課	整理番号	1-326
許認可等の種類	河川予定地内の行為の許可			
根拠法令条例等・条項	河川法第57条第1項			
許認可等の概要	河川予定地内における行為の制限又は許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川法に係る法定受託事務の処理基準等について(平成13年4月27日国河政第36号) http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/houteijutakujimu.pdf ・「行政手続法の施行に伴う河川法等における審査基準の策定等について(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号)」一から四まで(河川法の規定による処分について適用する場合には限る)、五の1(柱書の第2段落及び第3段落を除く) http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/sinsakijunsakutei-6-9-30-52.pdf ・「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について」(平成6年9月30日付け建設省河政発第53号)記一の1 http://10.100.110.40/doboku/kasen/gyoute/syobununyyou-6-9-30-53.pdf 			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(事例がなく設定困難)			
期間の制定根拠	—			